

## 札幌市立明園中学校いじめ防止基本方針

「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

### 1 目的

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校生徒の尊厳を保持するとともに、全ての生徒が安心して学校生活を送り、健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

### 3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが本校の全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、教育委員会、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

### 4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

### 5 関係者の責務や役割

基本理念にのっとり、本校及び本校教職員は

- ・ 本校の生徒の保護者、地域関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- ・ いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。
- ・ いじめの再発防止に向けて、誠意をもって取り組む。

## 6 明園中学校におけるいじめの防止のための基本方針

- (1) 学校経営方針の中で、全校生徒が信頼関係の中で安全に安心して学校に通えることを目指すことをうたい、いじめを許さない環境づくりに組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、思いやりある人間関係を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 生徒会活動などを通じ、生徒がいじめ防止のために主体的に取り組む姿勢を支援する。

## 7 子どもの権利の理念を踏まえた生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会活動において、いじめの防止に関わる活動に取り組む。
- (2) 生徒会活動において、仲間・地域との絆づくりに関わる活動に取り組む。

## 8 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめの定義を生徒に理解させ、どのような行為がいじめとなるのか考えさせる。
- (2) 道徳の時間等を利用して、いじめられている子どもの気持ちを理解させる。
- (3) 豊かな心の醸成、温かな人間関係の構築を、全教育活動を通じて取り組む。
- (4) 自己肯定感、自己有用感をはぐくむ。
- (5) 「学び合い」を通じて、ピア・サポートを醸成する。

## 9 いじめの早期発見・教育相談体制について

- (1) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して、年1回以上、いじめに関する調査を行う。調査の結果をもとに面談を行い、詳細を把握する。
- (2) 教育相談・個別懇談を通じて、いじめを含む人間関係の把握に努める。
- (3) 生徒や保護者がいつでも相談ができるように、信頼関係を構築するとともに、スクールカウンセラー、相談支援パートナー等と情報を共有する。
- (4) 生徒がいるところには常に教師が寄り添い、人間関係に気を配るとともに、教師に相談しやすい状況を作る。

## 10 いじめに対する早期対応措置

- (1) 授業や休み時間等での様子に気を配り、からかい等があった場合には、その場で必ず指導する。
- (2) いじめの相談を受けたときや、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに学年の教師に報告する。いじめの事実の有無の確認を、学年で対応して行う。
- (3) いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた生徒に対する支援を行うとともに、その日のうちに保護者に対して把握した事実と方針を連絡する。
- (4) いじめを行った生徒に対しては、いじめを即座にやめさせるとともに、再発を防止するための指導及び支援を行うとともに、その保護者に対する連絡と助言を行う。
- (5) 必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒等が安心して学校生活を送れるよう、いじめを行った生徒を別室で学習させるなど必要な措置を一定期間講ずる。
- (6) いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは教育委員会に連絡・相談するとともに、所轄警察署と連携して対処する。

#### 11 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの使用における情報モラルについての指導を、授業や研修会を通じて行う。
- (2) 保護者に対しては、入学説明会や学年保護者会などを利用して、情報モラルについて説明し、協力を依頼する。

#### 12 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、いじめ防止委員会で判断することを徹底する。
- (2) いじめ解消の目安である3カ月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめ解消の判断は、事案対処後3カ月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて行う。

#### 13 いじめの防止等のための組織・会議について

- (1) 本校に「いじめ防止委員会」を設置する。
- (2) 構成員は以下の通りとする。
  - ・校長 ・教頭 ・主幹 ・生徒指導部長 ・教務主任 ・学年主任 ・該当担任
  - ・養護教諭 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
  - ・特別支援コーディネーター（必要に応じて弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家や地域関係者）活動内容については以下の通り。
  - ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
  - ・いじめ防止に関すること
  - ・いじめ事案に対する対応に関すること
- (3) 「いじめ防止委員会」は毎月開催することとする。ただし、「学びの委員会」がある月については同日に開催する。いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急に開催する。その場合には、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
- (4) 校長が不在時の教頭や主幹教諭等の役割を定めておくこと。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得ること。
- (5) その他、いじめ防止に関わる生徒の自発的な活動に対する援助を行う。
- (6) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (7) 学校いじめ防止委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

#### 14 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会へ報告する。
- (2) 札幌市教育委員会の指示に従い、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、調査が終了したときその他必要があると認めたとき、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

#### 15 家庭・地域関係者との連携

- (1) 懇談会、学校だより、学校ホームページ等を活用して、いじめ防止の取組について説明し、理解と協力を求める。
- (2) 青少年健全育成委員会を通じて、地域関係者と子どもの状況について共有するとともに、子どもの健全発達を促す取組を開催する。

#### 16 基本方針の点検・評価

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目に、いじめの防止、いじめの早期発見のための取組等を加え、適正に評価する。

策定 平成27年 8月31日  
一部改訂 令和5年4月1日  
一部改訂 令和6年4月1日